

屋外広告物条例のQ & A

新宿区

【問合せ先】

新宿区みどり土木部土木管理課占用係 屋外広告物担当

TEL 03-5273-3574

目次

- P 1 Q 1 屋外広告物とは何か
- P 2 Q 2 申請書に押印は必要か
- Q 3 申請の流れについて知りたい
- Q 4 申請をオンラインや郵送ですることはできますか
- Q 5 申請者や管理者の変更や記載事項の変更がある場合の手続き
 が知りたい
- P 3 Q 6 許可を受けている広告物を変更する場合、どうしたらいいか
- Q 7 道路上に看板は置けるのか
- P 4 Q 8 一壁面の考え方
- P 5 Q 9 管理上必要な広告物とは
- P 6 Q 10 複数テナントが入居している場合の自家用広告物の適用除外
 面積の考え方
- P 7 Q 11 コーポレートカラー等は屋外広告物に該当するか
- P 8 Q 12 用途地域等をまたいだ建物に広告物を掲出する場合
- P 9 Q 13 「展望できる」とは
- P 10 Q 14 高さの限度を超えて設置する場合の特別な処置について

P 1 1 Q 1 5 ショーケースやショーウィンドウは屋外広告物にあたるか

 Q 1 6 映像や動画の注意点

※このQ&Aは新宿区での取り扱いになります。他自治体については各自治体に

お問い合わせください。

Q1 屋外広告物とは何か

A

屋外広告物の定義は、①常時又は一定の期間継続して②屋外で③公衆に表示されるものあって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものとなっています。

①「常時又は一定の期間継続して」とは

屋外広告物の定義の一つとして、「常時又は一定の期間継続して」掲出していることが挙げられます。

一日のうち短時間の掲出であっても定期的に掲出していれば該当します。

新宿区では3日以上を、「常時又は一定の期間継続して」いるものの目安としています。

個々の掲出の仕方により判断しますので、窓口でご相談ください。

②「屋外」とは

「屋外」とは物件が設置されている場所が屋外かどうかであって屋外から見えるという意味ではありません。

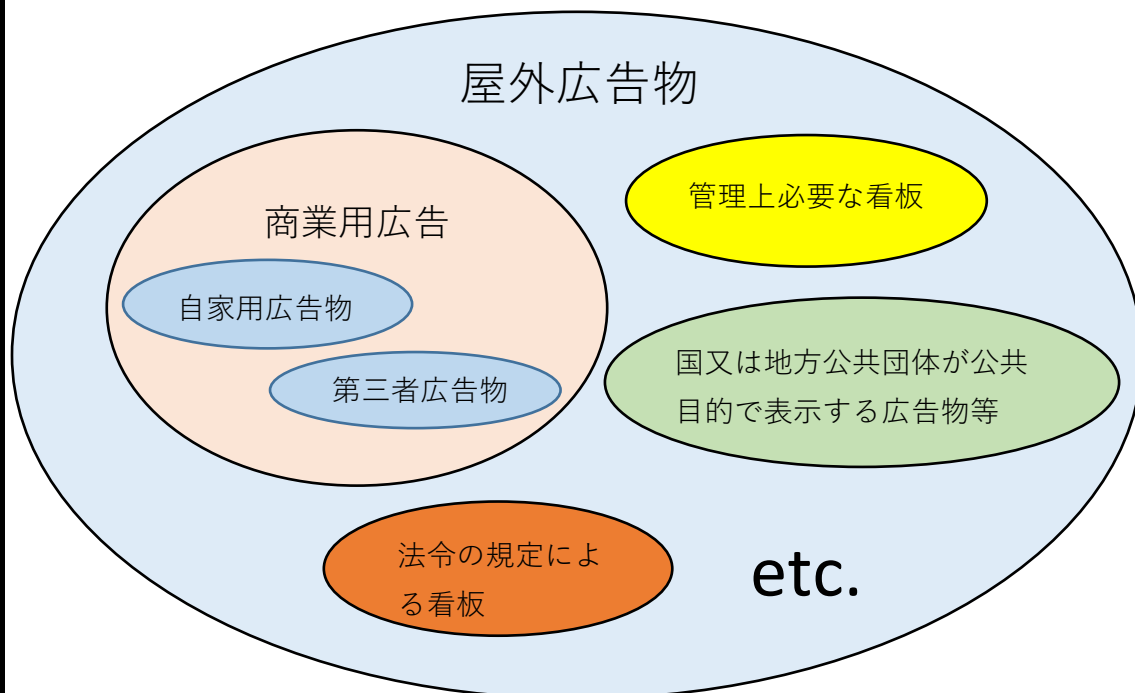
例えば、お店の窓ガラスの内側から表示されたものは屋外広告物にはあたりません。

③「公衆」とは、どこまでの人を指すのか。

「公衆」とは不特定多数人をいいます。例えば、道を行きかう通行人などが挙げられます。

以上の①②③を満たしていると、自己の敷地内に設置した営業用看板も屋外広告物になります。

※例えば、野球場等で、その構内に入る特定の者のみを対象とするものは屋外広告物にはあたりません。



Q 2 申請書に押印は必要か

A

申請書自体には、押印は不要です。

ただし、委任状・承諾書については押印が必要となります。

Q 3 申請の流れについて知りたい

A

新宿区の「屋外広告物のしおり」P14,P15をご参考ください。

Q 4 申請をオンラインや郵送で行うことはできますか

A

現在、オンラインでの申請は対応していません。

継続申請に関しては、郵送での申請が可能です。

郵送を希望される場合は返信用封筒及び切手（納付書用・許可書用 計2部）を同封してください。

なお、レターパックや書留郵便等の追跡ができる方法を推奨しています。

Q 5 申請者や管理者の変更や記載事項の変更がある場合の手続きが知りたい

A

各種書類の提出が必要となります。

申請者の変更 → 第6号様式「屋外広告物広告主等変更届」

管理者の変更 → 第7号様式「屋外広告物管理者変更届」

※書式は東京都都市整備局のHPよりダウンロードできます。

[東京都都市整備局へ](#)

同時に申請書等に変更前の記載がある場合は、2重線で消し、新しい内容に書き換えてください。

Q 6 許可を受けている広告物を変更する場合、どうしたらいいか

A

サイズが変わらなくても、仕様・構造等が変わる場合には新規申請が必要となります。
広告物の変更がある場合、事前に必ずご相談ください。

Q 7 道路上に看板は置けるのか

A

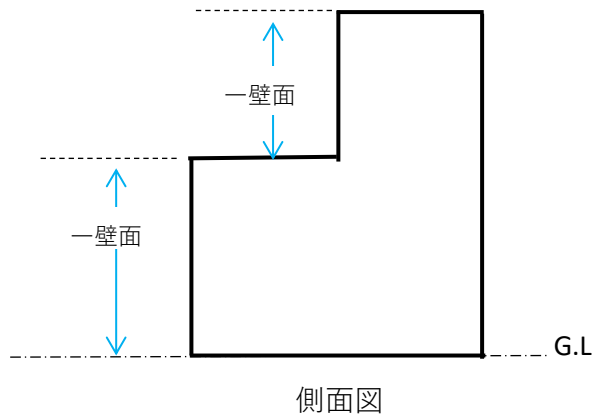
道路上への置き看板は、道路法及び東京都屋外広告物条例で禁止されています。
既に設置されている場合は、速やかに敷地内に移動させてください。
また、道路へ投影する広告も認められません。

Q8 一壁面の考え方

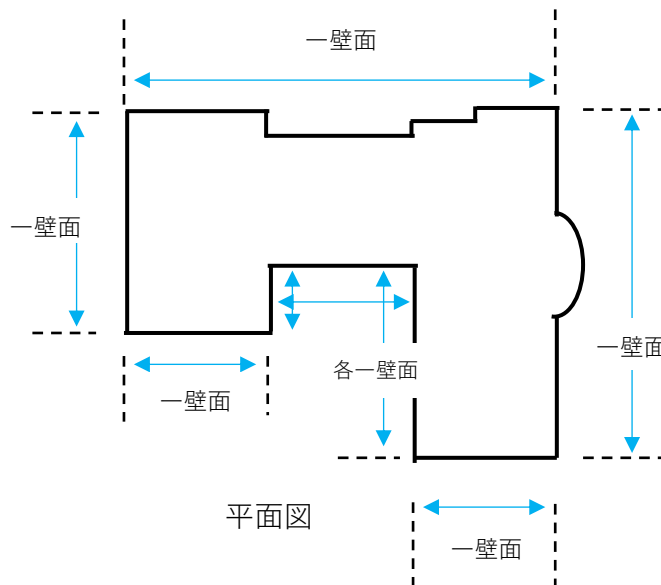
A

建物壁面が部分的に下がっている場合、一壁面と捉えるには一体性が必要となります。

このようなケースは一度、ご相談ください。



上部、下部の壁面に一体性が無い場合



相互の壁面に一体性が無い場合はそれぞれを一壁面とする。

なお、建物のすみ切りの壁面は、左右どちらかの壁面と一体に捉える。

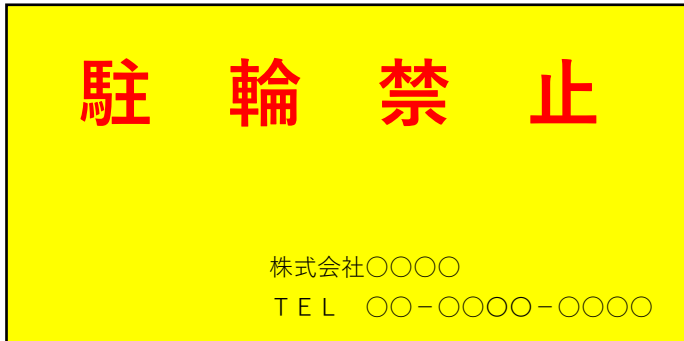
Q 9 管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等とは

A

条例第13条第1項第6号の「自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する広告物等」は管理者による注意喚起など管理上必要最低限の広告物を指します。

例としては、「立ち入り禁止」「ポイ捨て禁止」「駐輪禁止」等を指します。

(例)



※なお、会社名・連絡先を掲載する場合は、必要最低限のみになります。

Q10 複数テナントが入居している場合における自家用広告物の適用除外面積の考え方

A

一つのビルにテナントが複数存在する場合、ある一つのテナントの自家用広告物の表示面積の合計が許可が必要な面積に達した場合には、当該テナントビルに属する他のテナント分も含めた全ての広告物について、許可申請が必要となります。

(例) 商業地域の場合

4 F	Aテナント 11 m ²
3 F	Bテナント 5 m ²
2 F	Cテナント 5 m ²
1 F	Dテナント 5 m ²
B 1	Eテナント 5 m ²

商業地域内の場合、自家用広告物は10 m²を超えると申請が必要。

(例) ではB～Eテナントは各5 m²だが、Aのテナント表示が10 m²を超えるので、他のB～Eテナントも申請の対象になる。

Q11 コーポレートカラー等は広告物に該当するか

A

色が企業等のコーポレートカラーや商品・ブランド等のイメージカラーにあたる場合は、原則として広告物に該当します。

【広告物に該当する例】

- ・ 企業・団体等を象徴する又は連想できる色
- ・ 商品・ブランド等のイメージカラー
- ・ イベント等のイメージカラー

【広告物に該当しない例】

- ・ 建物自体が元々カラーリングされている場合

⇒屋外広告物に該当するかどうかは個別に判断しますので、お問い合わせください。

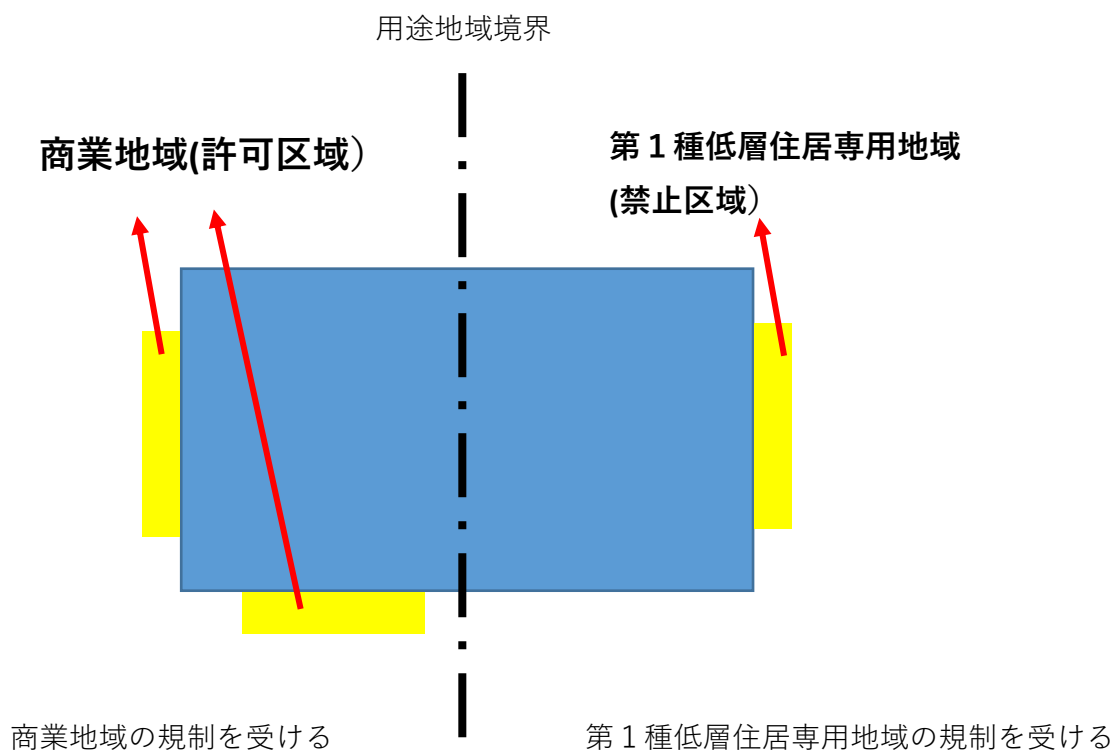
Q12 用途地域等をまたいだ建物に広告物を掲出する場合

A

2つ以上の用途地域にまたがる建築物に広告物等を設置する場合、設置場所の地域の規制に従っていただく必要があります。

なお、自家用広告物の適用除外面積が用途地域等によって異なる場合がございますので、こういったケースがありましたら、お問い合わせください。

(例) 平面図



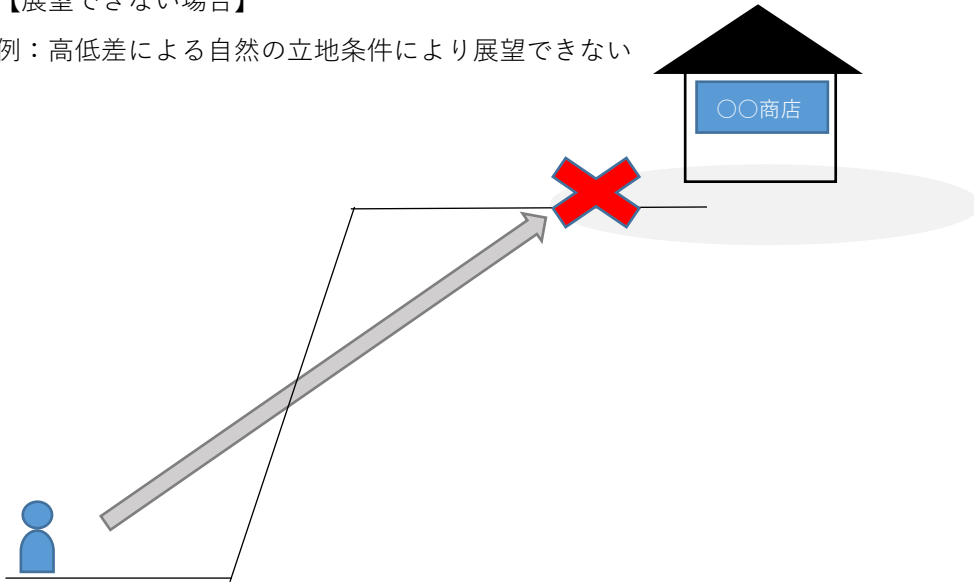
Q13 「展望できる」とは

A

自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし、また一方家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合には、その地域を規制対象とします。

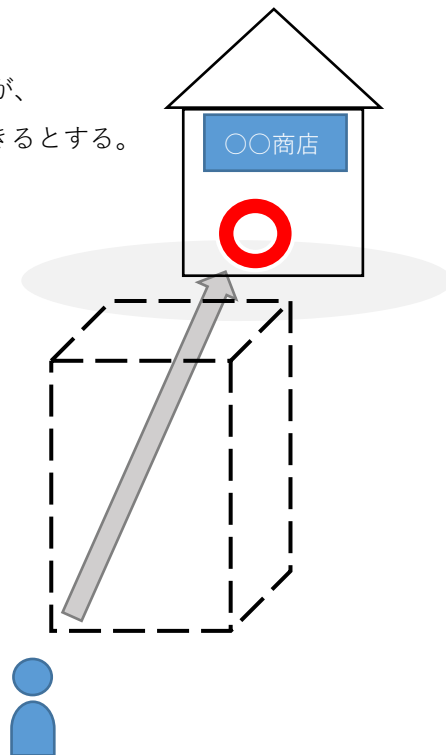
【展望できない場合】

例：高低差による自然の立地条件により展望できない



【展望できる場合】

例：建物（人為的障害物）により直接見えないが、障害物は無いものとして判断するので、展望できるとする。

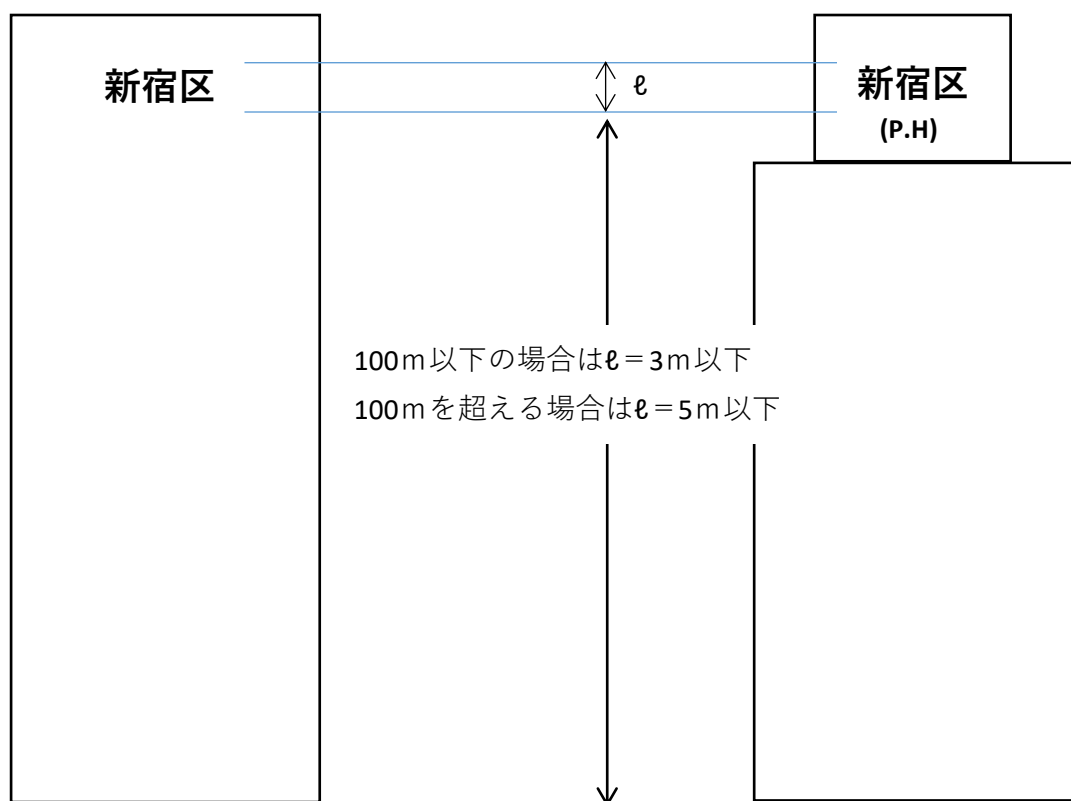


Q14 高さの限度を超えて設置する場合の特別な処置について

A

屋上または壁面広告物において、自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合で、下記の規格に適合するときは、広告塔等の上端までの高さの限度を超えて設置することができます。なお、これは特別な処置であるため、美観及び建築物との調和については十分な配慮をすることが必要です。

- ①光源が点滅しないこと。
- ②（屋上広告物の場合）階段室、昇降機塔等の屋上構造物の壁面に設置すること
- ③表示する文字、数字、商標等の上端から下端までの長さは、地盤面から当該下端までの高さが100m以下の場合にあっては3m以下、100mを超える場合にあっては5m以下であること。



Q15 ショーケース、ショーウィンドウは屋外広告物にあたるか

A

ショーケース、ショーウィンドウが屋外広告物に該当するかは、2つの観点から判断します。

①建物の外側からしか出し入れができないか

(例) 屋外からも屋内からも物の出し入れができるのであれば該当しない。

②建物の外側に付属して設けられたものか

そのものが建物本体と言えるのかどうか。建物本体と言えるのであれば該当しないと判断します。

(例)建設当初から設計され、建物の壁面に組み込まれているのであれば該当しない。

①②を両方満たした場合、屋外広告物に該当します。

Q16 映像や動画の注意点

A

東京都屋外広告物条例では、一部の区域で「点滅するもの」が禁止されています。

LEDビジョン、デジタルサイネージ等は条例上「点滅するもの」に該当するため、一部の区域では、掲出が出来ませんのでご注意ください。

なお、「点滅するもの」が禁止されている区域では、同時に「赤色光を使用するもの」が禁止となっていることが多いため、ご注意ください。